

子育て応援事業所申込みチェックリスト

※ 子育て応援事業所の登録には、下記の要件を満たしていることが必要です。

(□欄にチェックを付けてください。)

(1) 子育て応援サポーター事業(市民向け子育て支援事業)〔必須〕

- 帯広市内に住所を有する事業所である。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定義され、同法律の適用対象となる業を営む事業所でない。
- 帯広市子育て応援事業所登録実施要綱(平成18年7月1日制定)第4条第1項に規定する子育て応援サポーター事業を少なくとも一以上実施する。
- 市税の滞納がない。
- 帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者には該当しない。

(2) 従業員向け子育て支援事業 ※

- 雇用保険適用事業所である。
- 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係簿を整備している。
- 帯広市子育て応援事業所登録実施要綱(平成18年7月1日制定)第4条第2項に規定する従業員向け子育て支援事業を少なくとも一以上実施する。

※ (2)は帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付等を希望する場合に必要な要件です。

奨励金交付の優遇等を希望しないときは、チェックは不要です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

所在地
事業所名称
代表者氏名